

岩手県告示第484号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

令和6年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市西下台町、梨木町の一部、材木町の一部、長田町の一部及び本町通三丁目
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月1日から令和7年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量